

クレジットカードデータ利用に係る API 連携に関する検討会（第 3 回）

議事要旨

日時：平成 29 年 6 月 2 日（金曜日）13 時 00 分～14 時 35 分

場所：経済産業省別館 1 階 101-2 各省庁共用会議室

出席者

藤原座長、翁委員、木原委員、島貫委員、辻委員、ケル委員、二村委員、丸山委員

議事概要

事務局より「中間取りまとめ（案）」及びその「4. API 連携の促進の方向性」以降の骨子（案）」について説明を実施。その後、意見交換を行った。

委員及びオブザーバーからの主な意見は以下のとおり。

（想定するカードにおける API 連携の範囲）

- イシューサイドほどの取り上げは不要かも知れないが、アクワイアラサイドの API も将来を見据え触れた方が良い。

- ガイドラインの対象とするかどうかに関しては別途協議だと思うが、API によって、加盟店が直接イシューに繋がることもあるし、その間に FinTech 企業が入ることもあろう。アクワイアラとイシューが直接繋がることもある。つまり、骨子案に記載のある 5 者モデル（消費者、イシュー、国際カードブランド、アクワイアラ、加盟店）そのものが変わる可能性がある。

- API はネットワークの構成やプレイヤーの構成を変えるだけの破壊力や影響力を持っているが、ガイドラインの作り方としては、まずニーズのある部分から着手するというがよいのではないか。

- 家計簿サービスについては、幅広いカード会社との接続が担保されて初めて成り立つものである一方、カード会社 1 社では提供出来ない側面もあるので、そういうものについては API 接続の必要性はあると思う。一方、連携が促されるサービスを無限定に広げていくと、カード会社自身の主体的なサービス開発努力、差別化努力を損なうおそれもあるので、こうした点もご配慮願いたい。

- 今後 API によって色々なエコシステムができていこう。そういったダイナミックな

動きがあるという前提に立つべき。

(法人カードについて)

- ネットでの利用明細のユーザーは、多くの場合個人が想定されているが、法人の場合でも法人カードの利用データで機敏に取れるようになると有益である。
- カード会社は法人の会計システムに情報をうまく提供できていない面がある。法人カードのマーケット拡大のためにはFinTech サービスを使うことは重要。

(ガイドラインの実効性について)

- 国際カードブランドも優れたAPIを提供しており、カード会社がこれを利用して、グローバルに普遍性の高いサービスの展開を志向するケースが今後想定される。ガイドラインによりFinTech企業のサービスに優先的に接続しなければいけなくなると、カード会社としてユーザーに最適なサービスを提供しようとする自由なビジネスジャッジに影響を及ぼしてしまうことも考えられるので、一定の許容性の確保が必要。
- 骨子のP.4(「API連携が円滑に進まない等、GLでは実効性が確保できない場合は、法令を含めた対応を改めて検討する。」)やP.9((FinTech企業がAPI連携のための適切な措置・体制がなされていると考えられる場合に)「API連携をしない場合、カード会社はその旨を理由とともに公表する。」)のようなカード会社に対するAPI連携の強制はやり過ぎかなという感じがする。消費者に支持されるサービスを提供しなければ、当然、事業者は淘汰されたり、業態変化を迫られたりするので、自主的に動くことが想定される。
- FinTech側としては、カード会社にAPI連携を義務づけて色々サービスを作っていくのだというのではなく、要するに電子決済の市場を広めることを協力してやっていきたいと考えている。
- FinTechの世界は非常にスピードが速いので、soft lawとしてガイドラインを置くという意味はある。同時に公表という見える化によって連携を促していくというやり方も工夫の1つかと思う。どうエンフォースするかというのは、業界団体の協力が重要。
- 政府としてキャッシュレスを促進する中で、公費におけるカード決済を推進していこうという方向性が打ち出されている。その部分では、例えば、政府がカード決済を導入する際のイシューの選定基準に、API連携のような公共的政策に合致する態度をとっているかどうかということを入れるという方向付けを行うことも、意味があると思う。

(その他)

- FinTech 企業の定義をより広く捉えた方が、全体的なステークホルダーが色々なサービスや工夫ができるということが明示できるのではないか。
- 様々なプレイヤーが切磋琢磨してユーザーにとってよいサービスの案を出していけるようなプラットフォームの実現のために API で必要なデータが出るようにしよう、という大きな概念があると、今あるものを守る、取るといった議論ではなくなり、うまくいくのではないか。
- 「いつぐらいまでにどれくらいの API が開かれていくのか」という全体目標が示されることは、FinTech 側からすると、実際に協業する時の温度感が分かったり、不確実性を減らせたりするという面で意義がある。
- カード会社も FinTech 企業のポジションに立ちうると思っている。例えば、加盟店から API で商品情報を受け、それを会員の属性情報などと掛け合わせながら、消費動向に関するマーケティングサービスや CLO(Card Linked Offer)に活用することもあり得る。
- 情報セキュリティ等において、このガイドラインに従えば対応を怠っていなかったと法的な側面も含め取り扱われるべきもの。情報セキュリティのありようといった基本的な考え方から一貫通貫で検討していく必要がある。
- FinTech サービスの活用が、カード利用の安全面での不安を軽減し、結果的にカード利用者が増えていくのは業界全体にとってよいこと。そういった意味ではガイドラインの中で定めことではないが、報告書の中にいつも消費者の啓発に関して、実際に進むよう、クレジット業界、FinTech 業界、経産省としてどのように取り組んでいくのかということは今後検討していくべき。
- このガイドラインは定期的に見直しをしてアップデートする性質のものだということを明記してはどうか。

お問合せ先

商務流通保安グループ 商取引・消費経済政策課

電話 : 03-3501-6683

FAX : 03-3501-6646